

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 48 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 34 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年3月まで

私は中学校卒業と同時に兄と共同で、A業を営んでいた。結婚前は、両親、兄及び二人の弟と同居していたが、国民年金保険料については、収入の安定しない私たちに代わり、母親が集金人に納付してくれていた。

ところが、私の年金記録を確認したところ、申立期間を含め、当初、2か所の未納期間があることを知らされた。まだ、私との会話が可能であった時期に母親に聞いたところ、私の国民年金について、「20歳からずっと国民年金保険料を納付している。」と言ってくれ、それを裏付けるように、昭和46年4月から47年3月までについては、私が所持していた国民年金手帳の検認印で保険料の納付が証明できた。しかし、申立期間については、保険料の納付を証明できるものは見つからず、第三者委員会に申し立てることにした。

母親の言葉を証明するように、兄の年金記録は20歳から保険料が納付されている。決まりごとなどについてはきちんとしていた母親が、申立期間の保険料を払わないはずはなく、納付できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び災害で被災した一時期を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、B市では、同市の窓口で過年度納付書を発行していたとしている上、申立人と同様に、その母親が国民年金保険料を納付したとしている申立人の兄は、20歳到達の昭和37年*月から保険料を納付済みであることから、申立人についても、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は、昭和52年2月に結婚し、夫婦で家業を手伝うことになったので、A町(現在は、B町)役場で私の妻の国民年金の加入手続を行った。その際、私と父親の国民年金保険料も未納であることを知り、2年遡って保険料を納めることができると聞いた。町役場では納められないと言われたが、社会保険事務所(当時)から複数の納付書が送られてきたので、期日の早いものから近所の金融機関で納め、私も父親も同じように遡って保険料を納めた記憶がある。

記録を確認したところ、遡って納付した2年間の保険料が未納とされていることが分かった。妻と父親は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立期間は過年度納付が可能な期間である上、申立人及びその妻は、同年4月以降、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和52年2月*日にA町で婚姻届を提出した際、同時に国民年金の加入手続を行い、町役場以外で国民年金保険料を2年遡って納付できることを教えられたので、社会保険事務所から送付された納付書により、夫婦及び申立人の父親の保険料について、納付期限の近いものから金融機関で遡って納付したと主張しており、B町では、申立期間当時、過年度保険料を収納できなかったと回答していることから、申立人の主張と当時の過年度保険料の

納付方法が一致する。

さらに、申立人の父親は、A町の国民年金保険料徴収明細書によると昭和52年4月以降に納付組織により国民年金保険料の納付を開始しており、オンライン記録によると、申立期間に当たる昭和50年度及び51年度について納付済みであることが確認でき、父親は遡って過年度納付していることが推認できることから、納付意識の高い申立人は、その父親と同様に、申立期間の保険料を遡って納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、会社を退職した昭和57年5月頃、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。しかし、当時、無収入であったことから、生活に余裕が生まれた59年から金融機関で国民年金保険料を納付し始めた。

私は、過去に遡って国民年金保険料を納付した記憶は無いが、払う意思を持って納付し始めたので、記録が途切れているはずは無く、現在の記録に納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期である上、申立人は、昭和59年1月以降、申立期間を除いて国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和61年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、同時期に納付可能であった59年1月から60年3月までの保険料について、61年2月以降、順次、過年度納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続を行いながら申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、会社を退職後すぐに、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入当初は、国民年金保険料を未納にしており、夫より私自身の納付を優先して、遡って保険料を市役所で納付していた。いつかは覚えていないが、同市役所でもう穴埋めしていない年金はありませんかと尋ねると、全部終わりましたと言われたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金に加入して以降60歳になるまで、国民年金加入期間について、申立期間を除き未納は無いことがオンライン記録により確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年5月に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間直前の51年2月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、国民年金に加入して以降、未納の解消に努めていることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和48年頃、親族に勧められたことを契機にA市B区役所へ出向いて、夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと思う。その後、毎月、保険料を区役所又は自宅近くの郵便局で夫婦一緒に納付しており、これまで、数回、保険料を遡って納付したことも覚えている。

私は、常に保険料は夫婦一緒に納付しており、納付記録は夫婦同じでなければおかしいと思うので、夫だけが納付済みとなっており、私の記録が未納となっている申立期間について、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、昭和58年10月から62年4月までの保険料について追納を行っており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、申立人の夫に係る特殊台帳を見ると、申立期間の保険料について50年12月に過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、その夫と共に申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から同年4月16日まで

私は、A社に事務員として入社した。勤務期間が短いので、厚生年金保険の加入記録が無いと思われるが、私が所持している同社の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の給与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料について

納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA県B事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年4月1日、同資格喪失日は26年7月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月から同年9月までは4,500円、同年10月から25年2月までは4,000円、同年3月から同年12月までは7,000円、26年1月から同年6月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から26年9月15日まで
② 昭和26年9月15日から27年10月31日まで

申立期間①については、Cハイツにある寄宿舍から、陸軍少佐の家でハウスメイドとして勤めていた。寄宿舍で一緒であった同僚も複数記憶しており、勤務していたことは間違いないので、記録を探してほしい。

申立期間②については、夫を介して陸軍少佐宅から中佐宅へ変わり、中佐がDからEの病院へ転勤したため、私も中佐一家と一緒に移動した。当時、勤めていた証拠として写真を提出するので、記録を探してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「ハウスメイドとして勤務していた頃、「F」ではなく「G」という名前で勤務していた。」と供述しているところ、A県B事務所の氏名別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の生年月日とは一部相違しているものの「H」という氏名で、A県B事務所総務部において、資格喪失日の記載が無く、資格取得日が昭和24年10月14日の厚生年金保険被保険者記録を、また、A県B事務所において、資格取得日が25年9月1日、資格喪失日が26年7月1日と記録されているそれぞれ基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録を確認することが

できる。

また、上記厚生年金保険被保険者記録に係る同被保険者番号払出簿の記録によると、生年月日は申立人と同一日であるものの、氏名の読み方は同じで漢字が異なる記載となっており、同記録ではA県B事務所における同被保険者資格取得日は、昭和24年4月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、A県I課が保管している申立人に係る昭和25年5月から26年7月までの前渡資金支払証憑書^{ひょう}から、当該期間において申立人がハウスメイドとして継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①当時、寮で一緒だったと記憶する元同僚は「時期は不明であるが、申立人と寮で一緒だった。」と供述していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和24年4月1日から26年7月1日までの期間について、事業主は、申立人が、24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び26年7月1日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、昭和24年4月から26年6月までの標準報酬月額については、当該未統合記録から、同年4月から同年9月までは4,500円、同年10月から25年2月までは4,000円、上記前渡資金支払証憑書から、同年3月から同年12月までは7,000円、26年1月から同年6月までは8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和26年7月1日から同年9月15日までの期間については、同年7月3日付けの厚生省（当時）保険局長通知によれば、同年7月1日以降は、PX（物品の販売事業所）等に使用される者は厚生年金保険の強制被保険者を除き、家事使用人、宿舍施設、食堂及び映画事業等に使用される者は厚生年金保険の強制被保険者とならないとされており、ハウスメイドであった申立人の業務は家事使用人であることから、同年7月1日に強制被保険者ではなくなったことに伴い被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、A県B事務所における被保険者名簿には当該期間にかかる申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、A県I課が保管している駐留軍労務者に係る前渡資金支払証憑書についても申立人の当該期間に係る記録を確認できない。

- 3 申立期間②については、昭和26年7月1日以降に個人的サービス又は非軍事的用務に使用される者は、個人又は軍が直接雇用主となっている場合があるが、申立人が勤務したと記憶する「J」という事業所名が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、当時一緒に勤務していた者の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①のうち昭和26年7月1日から同年9月15日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間①のうち昭和26年7月1日から同年9月15日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は18万円、同年12月22日は20万円、16年8月11日は15万円、同年12月22日は22万円及び17年12月22日は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月11日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年12月22日

国（厚生労働省）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。厚生年金保険料が控除されている支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の標準賞与額（支給された賞与額から1,000円未満を切り捨てた金額）のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された支払明細書により確認できる厚生年金保険料額から、申立期間①については18万円、

申立期間②については 20 万円、申立期間③については 15 万円、申立期間④については 22 万円、申立期間⑤については 21 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後のB社。現在は、C社）D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を36年3月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、申立期間②については、申立人のA社E支店における資格取得日は、昭和45年8月10日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月29日から同年4月8日まで
② 昭和45年8月10日から同年8月20日まで
③ 昭和48年4月2日から同年8月1日まで

私は、昭和26年4月にA社に入社し、平成4年6月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和36年3月から同年4月までの1か月間（申立期間①）と45年8月10日から同年8月20日までの10日間（申立期間②）が空白となっていることに納得できない。

また、昭和48年4月にA社E支店から同社F支店に転勤になったが、同年8月までの標準報酬月額が直前の標準報酬月額より1等級下がっている。給与が下がった覚えはないので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社の保管する申立人の人事記録及び同社人事部の担当者の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年3月29日に同社G支店から同社D支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人はA社において昭和45年8月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年同月20日に同社E支店で被保険者資格を取得していることが確認できるが、C社の人事記録によると、申立人は同年同月10日にA社E支店に配属されていることが確認できる。

以上のことから、申立人のA社E支店における資格取得日は、昭和45年8月10日であると認められる。

申立期間③について、申立人は、「転勤後に給与が下がった記憶が無いので標準報酬月額が引き下げられているのはおかしい。」と主張しているが、C社人事部の担当者は、「一般的に、転勤してきた当初の標準報酬月額は、基本給のほかに残業手当、通勤手当等の各種手当を見込額で加算して算出しているため、一時的に転勤以前より標準報酬月額が下がることもあり得る。」と回答している。

また、A社において申立人と同日に資格取得（転勤）した申立人と同年生まれの男性10人のうち3人は、転勤直後の標準報酬月額が転勤前よりも低くなり、その後の最初の定時決定時に転勤直後の標準報酬月額よりも高くなっていることがオンライン記録により確認でき、上記のC社人事部の担当者の証言と合致する。

このほか、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月30日から同年7月1日まで

私は、短大卒業後の平成8年4月にB社に採用され、同年9月16日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が他社名となっており、さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主が「当社グループは、既に倒産し、人事資料等は保管していないが、申立人を当社にて採用し、同一事業所内のグループ会社であるA社に配属したと思う。」と回答している上、同社の元取締役で、A社の事業主によると、「資料が残っていないため当時の厚生年金保険の加入状況は不明であるが、申立人をB社で採用した上、子会社の当社に配属し、継続雇用していたので、給与から保険料を控除していたと思う。」と回答していることから、申立人は、同社に継続して勤務し（平成8年7月1日に同社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びD社における標準報酬月額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を廃棄しており不明としているが、これを

確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成8年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同年同月同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から10年7月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年7月まで

私は、昭和56年5月1日にA社（後に、B社）に入社し、平成10年7月末に退職するまでの間、継続勤務していた。

オンライン記録によると、平成8年4月から10年7月までの標準報酬月額が、控除されている厚生年金保険料から算定される額より低い9万8,000円とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までは28万円、同年10月から10年7月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は適切に届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年9月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から同年9月1日まで

私は、昭和47年11月から平成6年8月までA社に勤務した後、B市C区のD社へ出向となった。A社を退職したのは、平成6年8月31日で、その翌日からD社に採用されたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の証言及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、平成6年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成6年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の処理は、7年9月8日付けで遡及して行われている上、同日付けで同社の同被保険者全員が、遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、A社の元事業主の供述から、申立人の申立期間に係る勤務状況に変わりはなく、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該

喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを踏まえると、申立人の同被保険者資格喪失日は、同年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年1月のオンライン記録から17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月28日から同年12月1日まで

私は、昭和57年1月4日にA社で採用され、その後、同社の社長が経営するB社に職員不足のため異動し、63年7月末に同社を退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の元同僚及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社及び関連事業所に継続して勤務し（昭和60年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和60年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤って提出したことを認めており、事業主が資格喪失日を昭和60年11月28日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和34年4月1日付けでB社に入社し、平成11年2月28日に退職するまでの間、継続して同社に勤務した。申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C支店から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にB社D工場へ異動となった元同僚は、昭和34年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年8月の社会保険出張所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月30日から同年9月1日まで
大学卒業後、A社に入社し、定年退職するまで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年9月1日に同社C店から同社D店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は昭和39年8月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者資格の取得日は、昭和24年5月18日、喪失日は、同年9月30日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年5月は3,900円、同年6月及び同年7月は4,000円、同年8月は6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月18日から同年9月30日まで

A社の入社日は、船員手帳の記載にあるとおり昭和24年5月18日である。
調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及びA社を継承したB社が発行した申立人に係る退職金計算書によると、申立人は、昭和24年5月18日にA社に入社したことが確認できる。

一方、申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和24年5月18日に同社において船員保険被保険者資格を取得し、標準報酬月額の記載欄に19等級である旨の記載が確認でき、直後の欄には、5等級及び8等級の記載が確認できるものの同月額に係る変更年月日及び同被保険者資格の喪失日に係る記載が無いことが確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和24年5月18日にA社において船員保険被保険者資格を取得し、標準報酬月額は19等級である旨及び同年6月1日に同被保険者資格を喪失した旨の記載があり、当該記録の直後の欄には同被保険者資格の取得日の記載は無いものの、標準報酬月額に係る記載は8等級である旨及び変更年月日は同年8月である旨の記載が確認でき、その直後の欄には同資格取得日の記載は無いものの、標準報酬月額に係る記録は8等級である旨及び同資格喪失日は25年4月1日

である旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者記録が適正に管理されていたものとは考え難く、申立人の同社における船員保険被保険者資格の取得日は昭和24年5月18日、同資格喪失日は同年9月30日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿及び同台帳の記録から、昭和24年5月は3,900円、同年6月及び同年7月は4,000円、同年8月は6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 3 日から 33 年 6 月 20 日まで
② 昭和 35 年 3 月 5 日から 36 年 12 月 31 日まで

私の年金記録によると、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間について昭和 37 年 4 月 7 日に脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間の被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、上記未請求の被保険者期間と申立期間とは同一の事業所であることから、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間と当該被保険者期間とは同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号であることから、脱退手当金が支給されていない被保険者期間が存在することは、事務処理上からみても不自然である。

また、申立人は、国民年金制度発足とともに国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月以降、国民年金被保険者期間について、2 か月間を除き、国民年金保険料を納付しており、申立人の年金に対する意識は高かったものと考えられることから、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から48年9月まで

私は、昭和45年頃、結婚を機に国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、市役所で納付してきた。しかし、年金記録を確認すると、妻の記録が納付済みであるにもかかわらず、私は申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を機に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の妻が毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、A県B市の納付記録台帳によると、申立期間は未納と記録されていることが確認できる上、その記録は国民年金被保険者台帳(旧)とも一致している。

また、申立人の妻は、申立期間の44か月のうち、23か月が未納であることがオンライン記録により確認できる上、申立期間は、5年度にわたる44か月と長期間の申立てであり、納付した記録の全てが欠落するとも考え難い。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年10月までの期間及び平成4年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年10月まで
② 平成4年3月から同年12月まで

私は、申立期間①の当時、会社に勤務していたが、厚生年金保険の適用が無かったので、20歳になったときから国民年金に加入しなければならないと思い、母に頼んで加入手続をしてもらい、保険料も納付してもらっていた。また、申立期間②についても、当時の会社で厚生年金保険の適用が無かったので、妻に加入手続及び保険料納付をしてもらっていた。災害や引っ越しで、領収書はなくしてしまったが、一緒に納付していた妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については申立人の母親が、申立期間②については申立人の妻が、それぞれ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も申立人の母親及び妻が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入している厚生年金保険被保険者の記号番号で付番され、10年8月以降の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できるが、この時点では、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでA県内の全てについて検索しても、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の資格記録のうち、「昭和60年11月1日資格喪失」、「平成4年3月21日資格取得」、「5年1月5日資格喪失」の記録が、10年9月18日に追加入力されていることが確認でき、当該日までは、申立期間①及び②はいずれも未加入期間であったことが確認できることから、申立人の母親及び申立人の妻は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人、その母親及び申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成3年4月まで

私は、昭和58年3月から海外に在住していたが、平成3年5月に帰国するまでの間、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月に住民票の転出届を行い、海外に在住していたが、帰国するまでの申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、旧国民年金法によると、海外在住の邦人については、国民年金の適用除外者であり、申立期間のうち、昭和58年4月から61年3月までの期間は、法制度上、国民年金に加入できない期間である。

また、昭和61年4月の国民年金法改正に伴い、同年4月以降、海外在住の邦人は国民年金の任意加入の対象者であるが、申立人は、同年4月以降に国民年金の任意加入の手続を行った記憶は無いとしており、オンライン記録においても、申立期間は未加入期間とされていることが確認できることから、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月

私は、「ねんきん特別便」で年金記録を確認したところ、申立期間の納付記録がないことが分かった。

申立期間の国民年金保険料は、昭和56年8月1日から就職することになったので、同年7月末に市役所に赴いて資格喪失の手続を行い、同市役所に出張している金融機関で同月の保険料を納付した。年金手帳を見ると、国民年金の任意加入の資格喪失日が56年7月31日となっているが、私自身に年金を切れ目なく納付しようとする意識がありながら、1か月の空白期間をつくるということは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月末に市役所に赴いて、国民年金被保険者資格を喪失する手続を行い、申立期間の国民年金保険料は市役所内の金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、65歳未満の任意加入被保険者の資格喪失日は、その資格を喪失する旨の申出が受理された日とされているところ、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の任意加入被保険者の資格喪失に係る届出日が昭和56年7月31日であることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者台帳並びに当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳における資格喪失日は、いずれも同年同月31日付けで一致していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年3月まで

私の両親が、昭和45年9月頃、区役所からの勧めで私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。父親の確定申告書(控え)に申立期間の保険料を納付した記載があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が昭和45年9月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを覚えており、申立人の父親の確定申告書(控え)に申立期間の保険料を納付した記載があると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和51年2月頃に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係るA市の昭和50年度国民年金収滞納一覧表をみると、申立人については同年度に国民年金の新規加入手続が行われ、同年度の国民年金保険料は昭和51年3月23日に現年度保険料として一括収納されていることが確認できる上、申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても申立期間は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人の父親の昭和45年から49年までの確定申告書(控え)の社会保険料控除欄には国民年金保険料額が記載されているが、いずれもおおむね当時の二人分の保険料合計額であり、保険料の納付が確認できる申立人の両親の

保険料額であるとみるのが自然である。

加えて、申立人の両親が、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、平成21年10月2日付けでA年金事務所に国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、昭和41年4月から43年3月までの期間が免除期間となっていることが分かった。

申立期間について、当時は個人商店を経営していたので相応の収入があったことから、国民年金保険料を免除する理由がない上、妻の保険料は納付しているのに、自身の保険料が免除となっている記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年9月1日に払い出されていることが確認できるところ、同日に同手帳記号番号は約4,700件が払い出されていることから、この時期に職権により払出しがあったことが推認できる上、オンライン記録によると、申立人の同手帳記号番号の前後において、申立人以外にも、同年4月から申請免除が承認されている被保険者が複数人いることが確認できる。

また、申立人は、申立期間を含めた夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付していたと主張しているところ、申立人の申立期間前後の国民年金保険料が納付済みと記録されている状況については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人が60歳到達時まで納付可能な期間の国民年金保険料を納付しても老齢年金の受給権が得られない状況であったこと、ii) 上記の同手帳記号番号払出しの時点では、納付済みと記録されている期間のうち、昭和36年4月から39年6月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、iii) 上記の同手帳記号番号払出し以降において、国

民年金保険料を特例納付することが可能な期間は、申立人が50年7月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失して国民年金の被保険者資格を再取得した時期であることを踏まえると、申立期間前後は、第2回目の特例納付により保険料を納付したものと推認でき、制度上、申請免除期間は特例納付できないことから、申立期間が申請免除期間とされていることに不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間当時、相応の収入があり申立期間が免除となっている記録がおかしいと主張しているものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から同年8月までの期間及び同年9月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から同年8月まで
② 昭和43年9月から45年9月まで

私は、昭和43年5月にA市からB郡C町に引っ越した際、町内の方が何回も家に来て、強制加入と言われたので国民年金に加入し、保険料は町役場の方が集金に来たので、妻が納付した。同年8月にD市に異動したときも、町内の方が集金に来られ、妻が保険料を納付してきたのに、申立期間が未納なのはおかしいのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、申立人の妻が集金人に毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②のうち、昭和45年3月までの国民年金保険料の納付方法は、印紙検認方式であったところ、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄（左ページ）を見ると、当該期間が空欄である上、昭和43年度、44年度、45年度の国民年金印紙検認台紙（右ページ）も空欄で、切り取られずに残っていることが確認できることから、当該期間の現年度納付の記録は確認できない。

また、申立人夫婦のE県C町の国民年金被保険者名簿及びD市の国民年金保険料収滞納一覧表からは、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をうかがわせる記録は見当たらない上、申立期間②直後の昭和45年10月から同年12月までの同保険料を同年12月28日に、46年1月から同年3月までの同保険料を同年2月9日に夫婦同一日に納付していることが確認できることから、毎月納付していたとする申立人の妻の主張とは符合しない。

さらに、申立人及び申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

私は、昭和48年1月頃、国民年金の加入手続を行い、現在のA農協で国民年金保険料を納付していた。年金手帳の初めて被保険者となった日に昭和48年1月*日と記入されているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月頃に国民年金の加入手続を行い、農協で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月17日に払い出されていることが確認できる上、B市国民年金被保険者カードによると、申立人は、52年12月26日に国民年金の資格取得の届出を行っていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った上記時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は既に時効により納付できない期間となる上、B市国民年金被保険者カードによると、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から同年6月までの保険料を54年2月24日に過年度納付していることが確認できるところ、当該日において、申立期間は、時効納付期限を経過しているため、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和48年1月*日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、国

民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年3月まで

私は、妻と昭和47年の春頃から、A市で一緒に暮らしていた。国民年金の加入手続については、夫婦二人共、具体的に覚えていないが、国民年金保険料は、A市から3か月に1回集金に来ており、妻が夫婦分を一緒に納付していた。

ねんきん特別便で、国民年金保険料が未納となっている期間があることを知って驚いた。妻の国民年金手帳はベージュのような色で、昭和47年7月から領収印があるが、私の当時の手帳は紛失してしまい、領収を示すものは無い。年金手帳を再交付してもらい、現在、オレンジ色の手帳になっているので、もしかすると前の手帳は、番号が違っていたのではないかと思っている。よく調べて、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年春頃から、申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人の妻は、保険料を遡って納付したとは主張していない。

また、申立期間の始期である昭和46年1月は、申立人がその妻と同居する前の期間であるとしている上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出しは

47年7月であり、申立人の同手帳記号番号の払出しは51年12月であることが確認できることから、払出時期が異なり、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの期間及び43年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年3月まで
② 昭和43年4月から46年3月まで

亡くなった母親が、婦人会の人に勧められ、私と兄の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、自宅へ集金に来ていた婦会の役員に兄と二人分を納付してくれていたと思う。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が時期は不明であるものの国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は婦会の役員に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、申立人の兄と共に昭和39年頃に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間の保険料の納付について、申立人及びその兄に係るA市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄をみると、いずれについても申立期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、「時効消滅」の押印が確認できることから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられ、申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても未納となっていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人及びその兄に係る上記の被保険者名簿の検認記録欄をみると、いずれについても申立期間は国民年金保険料の未納を示

す空欄となっており、**督**の印(5箇所)及び未納金額の記載が確認できることから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられ、申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から同年9月まで

私が20歳になった際、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。当時、私は専門学校に通っており収入が無かったので、母親が市役所で学生納付特例の申請ができるか相談したところ、通っている専門学校は、学生納付特例の対象外であると言われ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が申請免除とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、平成13年1月30日付け及び同年5月29日付けで免除申請を行い、同年1月から同年9月までの国民年金保険料について、免除されていることがオンライン記録により確認できる上、A町の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料の納付は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が、平成13年10月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録は、15年2月20日に入力されており、その被保険者資格を取得したことにより、納付済みとなっていた14年7月から同年12月までの国民年金保険料が、15年2月24日に還付の決議がなされているものの、ほかに国民年金保険料が還付された記録は確認できないことから、当該還付決議の時点において、申立期間直後の13年10月から14年6月の国民年金保険料についても納付がなかったものと推認できる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年1月まで

私は次女の出産（昭和35年*月）のため里帰りした際、実家で国民年金について話題になったことを記憶している。翌年、両親から国民年金に加入することを勧められ、小遣い1,000円をもらってA町（現在は、B市）役場で国民年金保険料を納付した。その後、自分でC事業所に勤めながら国民年金保険料を納付していた。しかし、ねんきん特別便が自宅に届き、36年4月から加入した記録が無いことを知り、大変驚いた。詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した時期から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この頃に初めて加入したものと推認できる上、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿では、夫婦の資格取得日は共に40年1月19日とされていることから、同年同月を除く申立期間は未加入期間であり、申立人は被保険者として取り扱われておらず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号について、当時の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年4月1日から37年3月31日までに同手帳記号番号が払い出された4,548人の中に申立人の氏名は確認できない。

さらに、特殊台帳の納付記録によれば、申立人が国民年金に加入したと推認できる時期（昭和42年7月頃）において、時効到達前で納付可能であった期

間（40年4月から42年3月まで）の国民年金保険料を過年度納付したことが確認できる上、申立人の夫も、申立人と同じ期間を過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から同年8月までの期間及び同年9月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から同年8月まで
② 昭和43年9月から45年9月まで

私は、昭和43年5月にA市からB郡C町に引っ越した際、町内の方が何回も家に来て、強制加入と言われたので国民年金に加入し、保険料は町役場の方が集金に来たので、夫の保険料と一緒に納付した。同年8月にD市に異動したときも、同年10月から45年11月までは厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料も、集金に来た町内の方に、夫の保険料と一緒に納付してきたのに、申立期間が未納なのはおかしいのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、申立人が、夫の保険料と一緒に、集金人に毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②のうち、昭和45年3月までの国民年金保険料の納付方法は、印紙検認方式であったところ、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄（左ページ）を見ると、当該期間が空欄である上、昭和43年度、44年度、45年度の国民年金印紙検認台紙（右ページ）も空欄で、切り取られずに残っていることが確認できることから、当該期間の現年度納付の記録は確認できない。

また、申立人夫婦のC町の国民年金被保険者名簿及びD市の国民年金保険料収滞納一覧表からは、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をうかがわせる記録は見当たらない上、申立期間②直後の昭和45年10月から同年12月までの同保険料を同年12月28日に、46年1月から同年3月までの同保険料を同年2月9日に夫婦同一日に納付していることが確認できることから、毎月納

付していたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人及び申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2383（事案 196 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年9月まで

私は、昭和50年12月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、最初にC銀行（現在は、E銀行）で納付書により納付したが、幼児二人を連れて銀行に行くことが困難であったため、その後、同銀行で口座振替の手続きを行って毎月保険料を納付し、53年1月6日にその解約手続きを行ったことを思い出した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立人に係る申立てについては、オンライン記録及びA市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人が国民年金に任意加入した昭和50年12月から52年12月までの25か月間のうち、7か月の納付記録しかないとされており、申立人は、口座振替による納付の記憶は無いとしているが、同一覧表によると、51年4月以降は納付方法が口座振替に変更されており、申立人の記憶と相違しているなどとして、当委員会の決定に基づく平成20年6月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和50年12月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、最初に金融機関で納付書により国民年金保険料を納付した後、口座振替の手続きを行い、申立期間の保険料を毎月、口座振替により納付していたことを思い出したと主張している。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付した形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を口座振替により納付したとすれば、金融機関又はA市において、申立期間である18か月（6回）にわたり事務的過誤が生じたこととなるが、

当時、金融機関と同市の納付状況は、磁気テープにより入力されていることから、長期にわたり事務的過誤が生じる可能性は低いものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することも可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間は未納となっていることが確認できる上、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 36 年 1 月 6 日から 43 年 8 月 28 日まで

昭和 43 年 11 月 5 日に脱退手当金を支給した記録となっているが、私は、退職後、そのような手続をしていないし、脱退手当金を受け取っていないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により確認できるA社の全ての女性被保険者について調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 43 年 8 月 28 日）の前後 2 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 6 人（申立人を含む。）全員が、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できることなどから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月28日から28年1月22日まで
② 昭和28年1月22日から33年6月1日まで

年金記録では、A(株)を途中で何度も辞めたようになっているが、ずっと、土建の仕事や同社保有の船に乗ったりして一度も辞めていない。昭和28年1月22日から33年6月1日までは船員手帳に記録もあるので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A(株)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡先が判明し聞き取りを行うことができた唯一の元同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたことを確認することができない。

また、当該事業所において、申立人と同日(昭和25年1月21日)に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚38人のうち32人は申立人と同日(同年2月28日)に同被保険者資格を喪失していることが確認できるが、A(株)は46年に廃業し、元事業主も既に死亡していることから、資格取得の約1か月後に、多数の社員の資格喪失手続を行っている理由を確認することはできない。

さらに、申立人が取得した厚生年金保険記号番号について、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日は、いずれも昭和25年2月28日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致し

ている。

- 2 申立期間②については、A(株)における複数の元同僚の証言及び申立人の所持する船員手帳の記載から、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、船舶所有者名簿の船舶所有者の中にA(株)の事業所名は無く、船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が所持している船員手帳に記載されている船長及び申立人と同一の船に乗っていたと証言している元同僚については、船員保険被保険者台帳に申立期間②に係る船員保険被保険者記録が無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料及び申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料及び船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 3 日から 37 年 1 月 28 日まで
② 昭和 39 年 3 月 9 日から 40 年 9 月 22 日まで
③ 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 12 日まで

年金記録上は、A社、B社及びC社に勤務した期間が脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えが無いので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 16 日から 22 年 1 月 1 日まで
A社の辞令があるため、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 9 月 16 日付けでA社から交付された辞令を保管している。

しかしながら、A社の所在地及び在籍期間について当該辞令では確認できない上、申立人の代理人は、当該事業所の所在地はB市であったと主張しているものの、厚生年金保険の適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立期間にB市内で当該事業所及び類似名の事業所が適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、当該事業所名簿で唯一確認できたA社の所在地はC市であるところ、閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は昭和 30 年 1 月に解散しており、当時の取締役の所在も確認できず、申立人の当該事業所における勤務実態等を確認できる資料や証言を得ることができない。

さらに、上記事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、当該期間に整理番号の欠番等は見当たらない上、上記被保険者名簿から申立期間に在籍が確認できる元従業員 21 人に申立人の申立期間の勤務実態について照会し、17 人から回答があったものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことを確認できる証言等は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立期間後に申立人の厚生年金保険被保

険者記録が確認できるD社（当時は、E社）が保管している履歴書によると、申立人のA社における経歴は確認できない上、申立期間半ばの昭和21年11月23日にE社に入社との記述が確認できるところ、申立人は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 20 日から 31 年 11 月 5 日まで

私は、A社（現在は、B社）で、午前4時過ぎから同7時半ごろまで配達をし、高校や大学に通学した後、夕方は内部業務をしていた。申立期間の年金記録が空白になっているのは、納得できない。調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においても継続してA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録を有し、所在が確認できた22人に照会し、12人から回答があったものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについて明確な証言は得られない。

また、B社が保管していた、当時の社会保険事務担当者が作成したとみられる手書きの記録ノートによると、申立人の健康保険番号、厚生年金保険被保険者資格取得日及び同喪失日については、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る被保険者名簿によると、申立人は昭和30年10月20日に被保険者資格を喪失し、健康保険証の返却を示す「返」の記載が確認できる上、その後、31年11月5日に同事業所において別の厚生年金保険被保険者記号番号で、再度、同被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 15 年 7 月 16 日に(株)Aに入社し、B店で勤務していたが、16年7月に(株)Cに異動となった。ちょうどこの時期、同社が(有)Dとして独立することとなり、私も同年9月1日付けで転籍したが、この月の厚生年金記録が1か月分、抜け落ちているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、(有)Dの元代表取締役の証言及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、(有)Dは、平成 16 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、(有)Dの人事記録を承継している(株)Eが提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、事業主は、申立人が平成 16 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨を届け出ていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が所持している給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 16 日から平成 11 年 4 月 1 日まで
私は、以前に勤務していた時の上司に誘われ、A(株)に入社した。入社当時から 40 万円以上の給料をもらっており、給料から社会保険料の合計額 9 万円が控除されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時に支給されていた給与と年金記録における標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかしながら、申立人は、当時の給与明細書を保有しておらず、A(株)は既に廃業している上、元事業主の親族は、「書類は、廃棄済みである。元事業主は、病気で確認できないため、当時の状況は不明である。」としており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料の控除について確認することができない。

また、A(株)に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した 21 人に文書照会したところ、回答があった 5 人のうち 3 人は「標準報酬月額の記録は給与支給額に見合った額となっている。」と証言している上（残り二人は不明と回答）、そのうちの一人が保管していた昭和 61 年 4 月の給与明細書に記載されている給与支給額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

加えて、上記の被保険者原票及びオンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月頃 から 46 年 6 月頃 まで

私は、昭和 45 年 5 月に A 社に B 職として入社し、同社が廃業する 1 か月前の 46 年 6 月まで勤務した。私よりも先に同社に入社していた夫は、厚生年金保険に加入しており、私も厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及びその関連会社に勤務している複数の元従業員の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員は、申立期間当時の経理担当者の氏名を記憶しているが、上記名簿に当該担当者の氏名は確認できず、連絡先も不明なため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 10 日から平成元年 12 月 4 日まで
② 平成 2 年 10 月 27 日から 3 年 1 月 1 日まで
③ 平成 10 年 11 月 1 日から 11 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 1 月 10 日から平成 11 年 10 月末までの期間、A 社 B 事業所内で下請をしていた C 社の下請会社（D 社、E 社（現在は、F 社）又は G 社）で勤務していた。入社から退職まで健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していた。しかし、一部の期間（申立期間①から③まで）の厚生年金保険の加入記録が欠落している。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成元年 11 月 15 日から同年 12 月 4 日までの期間については、C 社に勤務する従業員が提出した書類から、申立人が、当該期間において、同社の下請会社である D 社に在籍していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成元年 12 月 1 日であることが確認でき、申立期間①の大部分は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立期間①のうち、昭和 63 年 1 月 10 日から平成元年 11 月 15 日までの期間については、元従業員による証言などを得ることができず、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、D 社の元事業主は、「当社は平成元年に設立した。厚生年金保険は、申請してから加入が認められるまでしばらく時間がかかり、設立してすぐには厚生年金保険に加入していない。申立期間①は厚生年金保険に加入する前の期間である。」と回答している上、申立人と同日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 5 人に照会し、回答のあった二人は共

に、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致する。」と証言しており、厚生年金保険に加入する前に給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言も得られない。

- 2 申立期間②については、C社に勤務する従業員の証言により、申立人が当該期間において同社の下請会社に在籍していたことは推認できる。

しかし、D社及びE社の元事業主は、「元々、D社はC社の直接の下請ではなく、孫請けだった。直接の取引で同社の下請になるために、会社名が同じでは都合が悪いと、新たにE社を設立した。申立期間②は、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの3か月間が抜けているのだと思う。」と回答している。

また、オンライン記録によると、平成3年1月1日に、E社において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録のある者が一人確認できるが、既に死亡しており、申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

- 3 申立期間③については、C社に勤務していた元従業員の証言により、申立人が当該期間において、G社に在籍していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「平成8年頃だったと思うが、会社が厚生年金保険を掛けていないのに給与から厚生年金保険料を控除していたので、5か月分くらいの保険料を返金してもらったことがある。」と供述しているところ、元事業主は、「C社から、平成11年3月で取引を終了するが、10年11月から11年3月までの5か月間は引継期間とする通知を受け、申立人を、10年10月までは正社員として、同年11月以降はアルバイトとして雇用していた記憶がある。当該アルバイト期間中に誤って保険料を控除しており、全額返金した記憶がある。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の記録によると、G社における離職日は平成10年10月31日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間③のうち、平成11年5月6日から同年11月1日までの期間については、申立人が、国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 1 月 6 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、事務職として勤務していたが、同年 9 月に「男子就業禁止職種」が告示され、それまでの業務を継続できなくなった。このため、研修を受け、研究所で勤務した。

私の年金手帳には昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となったと書かれているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日であることが確認できる。

しかし、上記の被保険者名簿において申立人と同様に昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格取得と記載されている 40 人に照会したところ、3 人が申立期間前後を通じて継続して A 社の研究所で勤務していたと証言しているが、オンライン記録では、いずれも労働者年金保険の被保険者ではなく、また、厚生年金保険被保険者の資格取得日も同年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、上記 3 人のうち 2 人は「研究所で実験等を行っていた。」と証言しており、申立人と同様の勤務内容であったと推認できる。

さらに、厚生年金保険法では、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは、同法の適用準備期間であることから、給付期間の算定は同年 10 月 1 日からであり、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日は、同日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年1月1日まで
② 昭和29年2月20日から同年3月25日まで

私は、A社に昭和28年4月1日付けで正社員入社し、29年3月25日まで勤務したが、28年4月1日から29年1月1日までの期間及び同年2月20日から同年3月25日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「A社に昭和28年4月1日付けで正社員入社し、29年3月25日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立期間①について、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者資格を有する元従業員で、所在が確認できた9人に、申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち6人から回答があり、いずれも、「申立人の名前に記憶が無い。」と証言しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、上記複数の元従業員は、「私は、昭和28年4月頃入社し1年ほど勤めたが、年金記録が同年12月から29年2月までの2か月しかないので、8か月の試用期間があったことになる。」「28年9月頃入社し、2か月の試用期間後に年金加入した。社員は一定期間経過後厚生年金保険に加入していたと思う。」とそれぞれ証言していることから、申立期間当時、A社では、従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 5 月 1 日であることが確認でき、申立期間①のうち同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳により確認できる同被保険者資格取得日はオンライン記録と一致している。

- 2 申立期間②について、A社に係る被保険者名簿によると、資格喪失日が申立人と同日である被保険者は 46 人（申立人を含む。）確認でき、当該期間において被保険者資格を有する被保険者は 14 人であることが確認できるものの、当該 14 人の住所は確認できないため、当該期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、上記被保険者名簿によると、申立人が記憶する上司は、昭和 29 年 2 月 20 日（申立人と同日）に資格喪失していることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳により確認できる同被保険者資格喪失日はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、「会社の経営状態悪化により昭和 29 年 2 月及び同年 3 月の給与は未払いであった。」と供述している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 27 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社において専務取締役として勤務し、一般従業員とは別の事務手続が行われていたため、B社と継続勤務していたにもかかわらず、空白期間が生じたものと思われる。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人の同社における取締役辞任日は申立期間の始期の前日の平成 9 年 6 月 26 日であることが確認できる一方、B社が保管する申立人に係る嘱託雇用契約書の写しによると、申立人の同契約期間は同年同月 27 日からであることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、B社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社では、「申立期間当時の資料が無く、社会保険の届出や保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、申立人の給与振込口座の取引履歴により確認できる、平成 9 年 7 月 25 日及び同年 8 月 25 日のB社からの給与振込額の差額（6万 9,552 円）は、上記の嘱託雇用契約書により確認できる申立人の給与額に基づき算出される、社会保険料を控除した場合の手取り額と、社会保険料を控除しない場合の手取り額との差額と一致する上、同社は、「保険料控除方法は翌月控除である。」と回答していることから、同年 8 月支給の給与から同年 7 月分の保険料を控除したと考えるのが自然であり、ほかに同年 7 月支給の給与から同年 6 月分の厚生年金保険料が控除されたことがうかがえる事情は見当たらない。

さらに、健康保険組合の記録によると、申立人は、平成 9 年 6 月 27 日にA社において健康保険被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日にB社において同被

保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する上、雇用保険の記録においても、申立人のB社における被保険者資格取得日は同年同月同日であることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 10 月に A 社（現在は、B 社）に入社したが、厚生年金保険加入記録によると資格取得日が 61 年 2 月 1 日になっている。試用期間（3 か月）はあったと思うが、1 か月合わないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 10 月に A 社に入社した。」と主張しているところ、雇用保険の記録及び B 社から提出された再就職手当支給申請書によると、申立人の A 社における入社日は、昭和 60 年 12 月 1 日であったことが確認できる。

また、B 社から提出された常用雇用に係る社内文書によると、申立人は、昭和 61 年 1 月 31 日までは試用期間であり、同年 2 月 1 日から常用雇用に切り替わったことが確認できるところ、同社は「申立期間当時は、入社と同時に雇用保険の加入手続は行っていたが、厚生年金保険は常用雇用に切り替わるまで加入手続は行わず、保険料も控除していない。」旨回答しており、申立期間前後において、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員の同資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日の約 1 か月半から 3 か月後であることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

私のA社(現在は、B社)における標準報酬月額の記録を確認したところ、金額が下がっている期間が2か所あった。昭和42年10月1日から43年9月1日までの期間については、3万円から3万3,000円に訂正されたが、申立期間については訂正されていない。3万3,000円から2万8,000円に下がるはずはないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年10月1日から43年9月1日までの期間の標準報酬月額については、3万円から3万3,000円に訂正されたが、申立期間の標準報酬月額については訂正されていない。給与明細書等資料は無いが、申立期間について、3万3,000円から2万8,000円に下がるはずはない。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人の前後に記載されている49人のうち、連絡先の判明した25人に照会したところ、回答のあった18人に、申立期間当時の状況を明確に記憶している者はおらず、給与明細書等を保管している者もないことから、当時の状況について確認できない上、当該49人の標準報酬月額を確認したところ、申立人同様、昭和40年12月に減額した後、41年9月又は同年10月に増額されている者が19人確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和42年10月1日から43年9月1日までの期間は3万3,000円であるが、申立期間については2万8,000円であることが確認でき、記載内容に不自然な点は無く、

遡って標準報酬月額が訂正が行われた不自然な形跡もうかがえない。

このほか、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 1 月 20 日まで
平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 1 月 20 日まで A 社に正社員として勤務していた。その期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が確認できた 16 人に照会し 4 人から回答を得たところ、そのうちの一人の元同僚は、「期間は特定できないが、申立人は A 社に勤務していた。」と証言している。

しかしながら、A 社は、既に破産廃止決定確定により平成 16 年 7 月 * 日に閉鎖している上、元事業主に申立人に係る厚生年金保険加入状況及び保険料控除について照会したが回答を得ることができない。

また、上記同僚照会で回答を得た 4 人のうちの 3 人は、申立期間当時、A 社には、アルバイト及び見習い待遇の者がいたとしており、当該 3 人のうちの二人は、「入社する際に、約 3 か月の試用期間後に厚生年金保険に加入させるという条件であったにもかかわらず、加入できたのは約 1 年後である。」「私は、入社後約 1 年間はアルバイト扱いで社会保険に加入できず、国民年金及び国民健康保険に加入していた。」とそれぞれ証言している。

さらに、申立人の申立期間に係る申立事業所における雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間において国民年金に加入しており、そのうちの平成 9 年 4 月から同年 7 月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 12 日から 42 年 5 月 27 日まで

私は、昭和 42 年 5 月 27 日に会社を退職した。記録では退職 1 か月後の同年 6 月 27 日に年金を脱退し一時金を受給した記録となっているが、私は受け取った覚えが無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同裁定請求書には、「受付 42. 5. 29」、「支払済 42. 6. 27」と押印されているとともに、昭和 42 年 6 月 27 日に申立人が脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 6 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月15日から32年7月12日まで
② 昭和34年11月2日から35年10月14日まで

A社に係る申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを今回初めて知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 22 日から 34 年 8 月 1 日まで
私は、子供を出産のためA社（現在は、B社）C支店を退職したが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年1月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 7 日から 44 年 2 月 18 日まで
私は、昭和 38 年 11 月 7 日から 44 年 2 月 18 日までの間、A社に勤務していたが、私の年金記録によると、その期間について脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年5月13日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の昭和38年11月7日の資格取得に係る健康保険整理番号の前後の被保険者のうち、女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（44年2月18日）前後約3年以内に退職した被保険者44人を調査したが、全員が脱退手当金の受給要件を満たしており、そのうち、申立人を含む23人が同社退職後に脱退手当金を受給した記録となっており、23人のうち一人は9か月、他の22人については、同被保険者資格喪失日から5か月以内の支給決定となっている。

さらに、連絡先の判明した12人のうち5人が脱退手当金を受給した記憶があると、「事業所で手続きをしてもらい、郵便局で受け取った。」「事業所から厚生年金保険を脱退するかどうかの確認があり、脱退した。」と供述していることから事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受

給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 16 日まで
② 昭和 45 年 7 月 27 日から 46 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 7 日まで

私は、申立期間に係る 3 事業所について、脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書（昭和 48 年 12 月 20 日受付）には、申立人の署名・押印、退職後の住所地の記載が確認できるほか、脱退手当金計算書を見ると、申立人の住所地にある郵便局に対し、昭和 49 年 3 月 5 日付けで小切手を振出した記載が確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 49 年 3 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 30 日から 40 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 35 年 8 月 30 日から 40 年 12 月 21 日までの間、A社に勤務したが、年金記録によると、その期間について脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、昭和 37 年から 45 年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員が 13 人確認できるところ、申立人を含む 9 人に脱退手当金の支給記録があり、かつ、そのうち 8 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る被保険者名簿において、申立人の欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 26 日から 35 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 26 日から 35 年 12 月 21 日までの間、A社B工場（現在は、C社）で勤務したが、この間の脱退手当金を受給したとされている。受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後約1年間（昭和35年1月から36年12月まで）に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員28人（申立人を含む。）について調査したところ、20人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち18人は資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認でき、このうち一人は「パンフレットにより会社で脱退手当金の説明を受けた。退職金と一緒に会社で受領した。」と証言している上、支給決定日が同一日の従業員は3組（8人）確認できることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度が創設（昭和36年）される前である上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から30年4月21日まで

私は、申立期間当時、A社B工場（現在は、C社）に勤務していたが、結婚するため退職した。申立期間の脱退手当金が支給されたとされているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付欄には、「資格期間 96」、「支給金額 8,478 円」、「支給年月日 30. 8. 29」等と記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月頃から19年8月頃まで
② 昭和19年9月頃から20年8月頃まで

私は、学校在学中、勤労働員学徒として昭和18年4月頃から19年8月頃までの期間（申立期間①）、A社B事業所において勤務していた。

また、私は、昭和19年9月頃から20年8月頃までの期間（申立期間②）は、同じく勤労働員学徒としてC事業所において勤務していた。

しかしながら、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が見当たらず、納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、「学校学校に在学中、勤労働員学徒として、A社B事業所において勤務していた。」と主張しているところ、申立人から提出を受けた同校発行の申立人に係る学業成績証明書の記載内容などから判断すると、申立人は、申立期間①において同製造所で、勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立人の、当社における在籍が確認できない。」と回答している上、勤労働員学徒に対する厚生年金保険の加入についても、「加入させていたかどうかは、不明である。」と回答している上、申立期間①において、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者に該当しない取扱いとされている。

2 申立人は、申立期間②について、「学校在学中、勤労働員学徒として、C事業所において勤務していた。」と主張しているところ、同社の関連企業であるD社から提出を受けた同社保管のC事業所に係る名簿の記載内容から判断すると、申立人は、同事業所において、昭和19年12月14日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、上記名簿によると、申立人については、健康保険の番号のみが記載され、年金保険記号番号欄は空欄になっており、備考欄に「學」の記載が確認できるところ、D社は、申立人の厚生年金保険に係る届出及び保険料控除について、「名簿には申立人の氏名を確認できるが、年金保険記号番号欄は空欄となっている上、勤労働員学徒を示す「學」の文字が記載されていることから、厚生年金保険には加入させていない取扱いであったと思われる。」旨、供述している。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者に該当しない取扱いとされている。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 10 日から 40 年 7 月 28 日まで
② 昭和 41 年 3 月 3 日から 44 年 4 月 13 日まで

私は、申立期間が脱退手当金支給済みの期間となっていることを今回初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 44. 7. 9」、「支払済 44. 8. 8」の押印が確認できる上、脱退手当金裁定並支出伺に添付されている領収書には、申立人が社会保険事務所（当時）の窓口で昭和 44 年 8 月 8 日付けで脱退手当金を領収した旨の署名及び押印が確認できる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間を通算して算出された脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 8 月 8 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、申立期間①より前（2 期間）及び申立期間①及び②の間（1 期間）に未請求期間となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とはそれぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことから、未支給期間があることに不自然さはないと見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 2 日から 35 年 4 月 9 日まで
② 昭和 35 年 4 月 9 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

私は、結婚を契機にA社を退職した。当時、厚生年金保険や脱退手当金の制度について全く知らなかった。脱退手当金の手続を行っていないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和37年3月1日）の前後1年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性8人（申立人を含む。）全員が、資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認でき、このうち二人は、「私は結婚のため退職し、会社からいろいろなお金をまとめてもらったと記憶している。」、「会社から、退職後に勤めないのであれば加入していても意味がない。脱退を勧めるとの説明があり、脱退手当金を受領した。」とそれぞれ証言している上、同社から提出された申立人に係る人事記録によると、退職慰労金1万3,800円の記載が確認できるところ、その額は、同社の当時の職員退職給与規定から算定した退職慰労金に、申立期間①から③までの期間の脱退手当金を加えた額とほぼ一致することから、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年7月30日に

支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日に A 社に入社し、40 年 2 月 20 日まで同社に勤務し結婚を契機に退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書によると、昭和 42 年 2 月 23 日付けの社会保険事務所（当時）の受付印及び同年 3 月 22 日付けの小切手交付済印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 30 日から 43 年 5 月 21 日まで
② 昭和 43 年 10 月 10 日から 48 年 7 月 21 日まで

私は、申立期間の年金記録が漏れていることを今回初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 48. 8. 9」、「小切手 48. 12. 7 交付済」の押印が確認できるとともに、同請求書には「通算老齢年金制度については理解しましたが、都合により脱退手当金を請求いたします。」との記載がある承諾書が添付されており、同承諾書には申立人の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 48 年 12 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求期間となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間（3 期間）があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえ、未支給期間があることに不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 22 日から 42 年 12 月 21 日まで
私は、出産を契機にA社を退職した。当時、脱退手当金の手続を行っておらず、一時金を受け取っていないので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書、退職所得申告書及びそれに貼付されている給与所得の源泉徴収票の筆跡は類似している上、A社では、「脱退手当金に関する説明を口頭で行い、代理請求手続を行っていた。」と回答していることなどから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書の写しによると、オンライン記録における脱退手当金支給日と同日の「昭和 43 年 11 月 22 日小切手交付済」の押印が確認でき、当該裁定請求書に記載されている申立人の住所は、戸籍附票の申立人の住所地と一致する上、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月1日から37年10月25日まで
② 昭和38年11月1日から同年12月11日まで

昭和35年7月1日から37年10月25日まで勤務したA社、38年11月1日から同年12月11日まで勤務したB社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は退職時に退職金も脱退手当金ももらっておらず、脱退手当金という制度があることも知らなかった。脱退手当金を請求していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間及びその間の期間の被保険者記録について、全て同一の記号番号で管理されていたところ、申立期間直後のC社における記号番号は、申立期間に係る記号番号とは異なっている上、その後3回の厚生年金保険被保険者期間も同社における記号番号と全て同一であることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 2 日から 36 年 9 月 3 日まで
② 昭和 43 年 12 月 6 日から 45 年 8 月 21 日まで

私は、今回、申立期間の脱退手当金を受給したことを初めて知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には申立人の姉の住所地（当時）の記載及び「受付 45. 9. 2」、「再受付 45. 9. 21」の押印が確認できるとともに、脱退手当金計算書には金融機関名とともに「小切手 45. 10. 23 交付済」の押印が確認できることから、申立期間の脱退手当金は、同行に国庫送金され、同支店において支給されたものと考えられる。

また、申立人には記録上、未請求期間となっている申立期間①及び②の間の厚生年金保険被保険者期間（2 期間）があるものの、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②を通算した脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 7 月 17 日まで
② 昭和 46 年 8 月 9 日から同年 12 月 4 日まで
③ 昭和 46 年 12 月 6 日から 47 年 8 月 11 日まで
④ 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

私の申立期間①から④までの記録は脱退手当金を支払ったことになっているが、受け取った覚えもないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、脱退手当金裁定請求書によると、申立人が本人の意思に基づき脱退手当金を請求した旨の署名及び押印が確認できる上、昭和 49 年 2 月 19 日受付、同年 4 月 19 日支払済の印があり、「脱退手当金決済並支出伺」に記載された「被保険者期間の計」及び「脱退手当金の額」はオンライン記録と一致する。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 49 年 4 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から22年1月20日まで
今回、A事業所（現在は、A社）に勤務していた申立期間の脱退手当金が支給されていることを初めて知った。受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「脱退手当金」、「資格期間8」、「支給金額90円」、「支給年月日24. 2. 7」と記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3412 (事案 1783、2633 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から50年3月30日まで

A社(現在は、B社)が昭和48年10月に発行した給与明細書がある。また、申立期間にA社(C社)で勤務していたこと及び当該期間に給与の支給を受けていたことを証言してくれる二人の証人がいる。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、C社において一緒に勤務していた別事業所の作業員の氏名を記憶しているところ、当該作業員の配偶者の証言により、期間は特定できないが申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、申立人に係る雇用保険加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、B社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できないこと、ii) 申立人が記憶する元同僚及び当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の勤務実態について証言や証拠を得られないこと、iii) オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員に照会を行ったものの、申立人のC社における勤務実態は確認することができず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得られないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年6月7日付けで通知が行われている。

また、その後申立人は、申立期間にA社に勤務していたことを証明してくれる元同僚がいると主張し、再度、申立期間の申立てを行ったところであるが、申立人が記憶する当該元同僚と同姓同名であり、住所地及び誕生年が申立人の

記憶と一致する厚生年金保険被保険者を確認したが、当該被保険者の同被保険者記録によると、A社及びC社に係る被保険者記録は無く、同被保険者が申立人の記憶する元同僚であることを確認できない上、当該被保険者は、「A社及びC社で勤務したことは無い。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年1月31日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「A社が昭和48年10月に発行した給与明細書がある。また、申立期間にA社及びC社で勤務していたこと及び当該期間に給与の支給を受けていたことを証言してくれる証人が二人いる。」と主張しているところ、当該証人一人については、オンライン記録により申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していたことは確認できるものの、「申立人に記憶があるが、いつまで勤務していたかは不明である。また保険料控除についても不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得られない。

また、別の証人一人については、オンライン記録によると、申立期間において別事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認でき、A社及びC社に係る同被保険者記録は無いため、申立事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、申立人が所持する給与明細書について、同明細書には、昭和48年10月分、申立人の氏名、給与支給額の内訳、保険料控除の額、A社の署名及び係印欄に事業主姓の押印が確認できるが、同明細書の製造会社であるD社によると、同明細書の製品番号「シン-113N 介護保険料印字付き」は、平成12年8月から製造された商品であり、当時の給与明細書ではない。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。